

中和幹線屋外広告物ガイドライン



はじめに

道路は県民の生活や産業活動を支え、都市の発展の基盤であるとともに、景観を形成する上で重要な要素のひとつです。

しかし、幹線道路沿道の一部では、人々の目を引く派手な色彩やデザイン、光源による過度な装飾がなされた商業施設や屋外広告物が立ち並ぶ等、周辺景観との調和を欠いた、雑然とした景観が見受けられます。

奈良県では、おもてなしの心あふれる、奈良らしい美しき風格のある都市・沿道景観づくりを目指し、奈良の玄関口となる駅周辺や幹線道路での屋外広告物対策に取り組んでいます。

こうした取組のモデルとして、奈良県の中和地域を東西に結ぶ幹線道路で、二上山や三輪山等の奈良県を代表する景観資源を眺望することができる中和幹線を対象に、奈良県と中和幹線が結ぶ5市町（大和高田市、橿原市、桜井市、香芝市、広陵町）が連携し、良好な沿道景観の形成を目指し、屋外広告物に係る景観形成の方針や誘導基準を示した「中和幹線屋外広告物ガイドライン」を策定しました。今後は、奈良県と5市町がそれぞれの役割分担を明確にし、ガイドラインの運用と、良好な景観形成に向けた施策に協働で取り組んで参ります。

皆様には、このガイドラインを踏まえて、奈良らしい景観の形成にご協力いただきますようお願いいたします。

目 次

I 章 屋外広告物とは	1
II 章 奈良県屋外広告物条例の概要	3
III 章 中和幹線における屋外広告物の基準	
1. 各エリアの景観形成方針	5
2. 二上山・三輪山眺望エリアの設定	6
3. エリア区分図	7
4. 基準一覧	9
5. 二上山・三輪山眺望エリアの基準	11
6. 住宅市街地エリアの基準	12
7. 田園・山なみエリアの基準	13
8. 沿道市街地エリアの基準	14
9. ガイドラインの適用イメージ図	15
IV 章 屋外広告物のデザインについて	
1. 心がけたい作法	17
2. 文字の設定	18
3. 色彩の使い方	19

中和幹線は、奈良県の中和地域を東西に結び、二上山や三輪山等の、奈良県の景観の骨格を構成する大和青垣の山々を正面に眺望することができます。その一方で、商業施設や住宅等の建築物が数多く沿道に立地していることから、道路側方への眺望は限定的なものとなっています。また、中和幹線を通行する車両は、自家用車が中心となっています。

これらのことから、本ガイドラインは、車両からの正面眺望を確保することを目的に、策定しています。

I 章 屋外広告物とは

1. 屋外広告物とは

■ 屋外広告物の定義

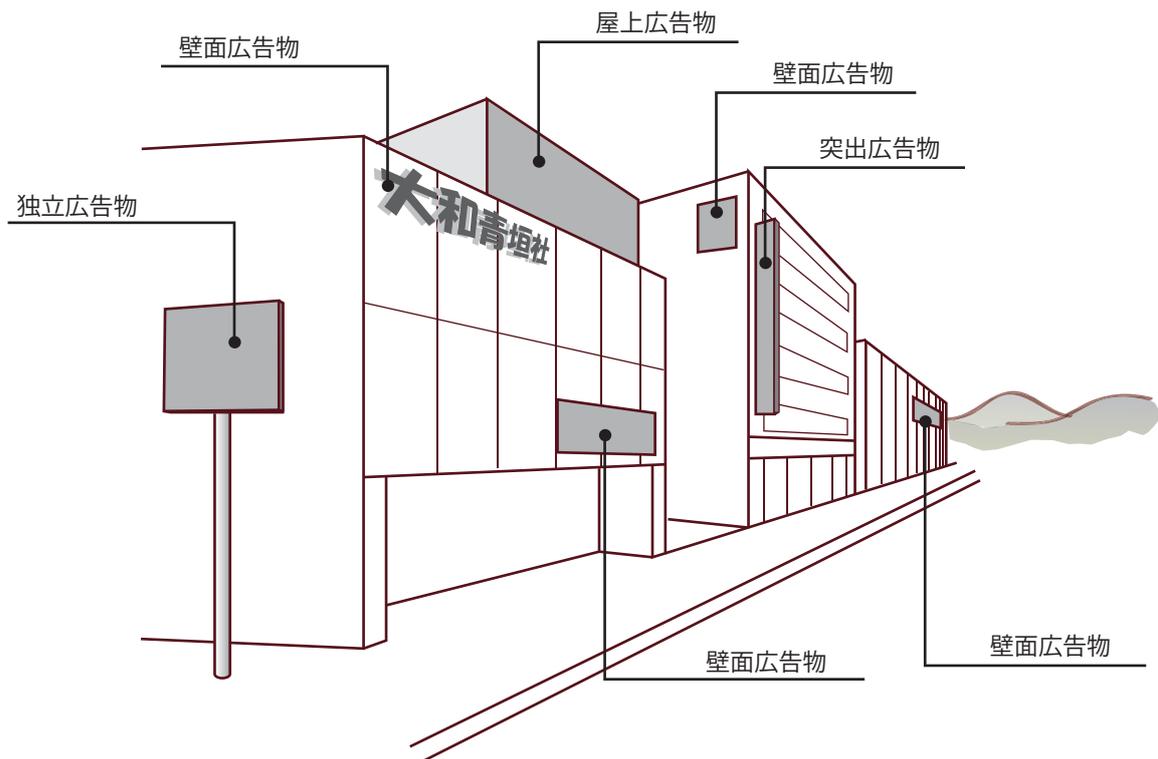
屋外広告物とは、屋外広告物法第2条第1項に定められており、次の4つの要件をすべて満たすものとなります。

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
 - ②屋外で表示されるものであること
 - ③公衆に表示されるものであること
 - ④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること
- ・営利的な商業広告物のみならず、営利を目的としない広告物も、屋外広告物に該当します。
 - ・公共事業等で設置される道路標識や交通安全標識、案内板、道路上の区画線等の路面標示等も屋外広告物に該当します。
 - ・文字により表示されたものだけでなく、シンボルマーク、商標、写真、絵画、彫像等、一定の観念、イメージ等が表示されているものも屋外広告物に該当します。

■ 自家用広告物

屋外広告物は、自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示する自家用広告物と、それ以外の非自家用広告物とに分類されます。

■ 主な屋外広告物



■ 屋外広告物が景観に与える影響

屋外広告物は、まちの景観に大きな影響を与えます。

- 景観は公共の財産です。広告物を掲出する際は、周辺景観との調和を大切にしましょう。

屋外広告物は「もの」としては「私有物」で、どのようなデザインにするかは広告主の自由な権利ですが、「景観」を構成する要素としては公共性を持ちます。

屋外広告は隣接する広告物や背景となる建築物、まちなみ、景色と一緒に目に入ります。従って、常に周囲とのバランス、調和に配慮することが必要です。

- 好ましい屋外広告は、まちのイメージや企業・商店のイメージを高めます。

屋外広告は、建築物等と同じように、景観を構成する重要な要素のひとつです。良好な景観の形成に寄与することもあれば、景観を阻害する要因にもなりかねません。

周囲に調和した好ましい屋外広告は、まち全体の魅力や企業・商店のイメージを高めます。

- 屋外広告は地域らしさを演出することができます。

屋外広告は、商業地域等では建築物や施設と一体となって、商店街らしさ、盛り場らしさ等の賑わいや活気を演出します。

各地で展開しているチェーン店の屋外広告物でも、周囲に配慮し、工夫をこらせば、地域らしさを演出することができます。

屋外広告物の表示にはルールがあります

表示にあたってはルールを守り、許可を受けましょう

屋外広告物のルールについては、次のページ →

II 章 奈良県屋外広告物条例の概要

1. 奈良県屋外広告物条例の概要

奈良県では、良好な風致景観を維持し、公衆に対する危害を防止するため、奈良県屋外広告物条例で規制・誘導を行っています。

※ 奈良市域は「奈良市屋外広告物条例」、橿原市域は「橿原市屋外広告物条例」がそれぞれ適用されます。

■ 禁止地域

次の地域・場所では屋外広告物や掲出物件（以下「屋外広告物等」という。）の表示・設置はできません。

- ・ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法により指定された歴史的風土保存区域
- ・ 第一種、第二種低層住居専用地域
- ・ 風致地区
- ・ 良好な景観又は風致を維持するために知事が特に必要と認める地域 など

※ 中和幹線沿道では、「良好な景観又は風致を維持するために知事（橿原市域では市長）が特に必要と認める地域」として、信号を有する交差点周辺 30m は屋外広告物等の表示・設置が禁止されています。

■ 許可地域

奈良県内で屋外広告物等を表示・設置するには、規制の適用対象から除外される屋外広告物等（適用除外広告物）を除いて、あらかじめ各市町村長の許可を受ける必要があります。（一部の村の地域を除く。）

許可基準については、市町村の屋外広告物担当窓口までお問い合わせください。

■ 禁止物件・禁止広告物

禁止物件 次の物件には屋外広告物等の表示・設置はできません。

- ・ 街路樹、路傍樹
- ・ 郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆便所、道路標識、道路上のさく、駒止、信号機
- ・ 重要文化財、国宝、県指定有形文化財に指定された建造物
- ・ 火災報知器、消火栓、火の見やぐら など

また、電柱、街灯柱等には、はり紙、はり札、広告旗、立看板等の表示はできません。

禁止広告物 設置が不完全で風や振動による倒壊や落下の危険性があったり、信号機や道路標識が見えにくくなったりするなど、周囲へ危害を与えるおそれのある屋外広告物等は、表示・設置することができません。

■ 許可申請手続き

許可申請事務は市町村長の事務となっています。

屋外広告物等を表示・設置する場合には、あらかじめ市町村の屋外広告物担当窓口までお問い合わせください。

■ 適用除外広告物

奈良県屋外広告物条例施行規則で定める基準に適合する自家用広告物は、禁止地域・禁止物件でも表示・設置できます。また、許可地域においては、許可を受けずに表示・設置できます。

適用除外広告物に該当するか否かは、県、市町村の屋外広告物担当窓口までお問い合わせください。

※ 適用除外広告物に該当しない自家用広告物でも、一部の禁止地域では、許可を受ければ表示・設置できる場合があります。

■ 屋外広告業の登録

屋外広告物等の表示・設置を行う営業を屋外広告業といいます。

奈良県内（注1）で屋外広告業を営む場合には、県内での営業所の有無を問わず、屋外広告業の知事の登録が必要となります。

注1 奈良市域では、奈良市長の登録が必要となります。

■ 他法令等への適合

屋外広告物等の表示・設置にあたっては、他法令の規制・制限等にも適合する必要があります。

※ 中和幹線沿道では、桜井市大福地区で地区計画が定められ、屋外広告物等に以下のような制限がかけられています。

- ・非自家用広告物については、道路境界までの距離を10m確保すること
- ・屋上広告物は設置しないこと などの制限が存在します。

※ 詳細は、奈良県ホームページ（<http://www.pref.nara.jp/45231.htm>）及び市町村ホームページをご覧ください。

Ⅲ章 中和幹線における屋外広告物の基準

1. 各エリアの景観形成方針

地域の土地利用や中和幹線からの眺望を踏まえ、全線を4つのエリアに区分し、それぞれ景観形成の方針を定めています。

■ 二上山・三輪山眺望エリア

【地域の特性】

- 二上山、三輪山等の、記紀万葉の歴史を有する山々が正面に見えるエリアです。山々を視対象に眺望を確保すべき地域になります。

【景観形成方針】

- 道路軸線上の視線を確保し、二上山や三輪山への良好な眺望景観を形成します。



■ 住宅市街地エリア

【地域の特性】

- 街路樹の緑で屋外広告物が目立たず、良好な住宅地の景観が形成されているエリアです。現在の景観を維持すべき地域になります。

【景観形成方針】

- 住宅と街路樹が調和した落ち着いた景観を維持し、良好なまちなみ景観を形成します。



■ 田園・山なみエリア

【地域の特性】

- 建築物が少なく、沿道に農地や山地の緑を眺めるエリアです。周辺や山々への見通しを確保すべき地域になります。

【景観形成方針】

- 独立広告物を制限し、良好な田園景観や山なみ景観を形成します。



■ 沿道市街地エリア

【地域の特性】

- 商業施設やサービス施設、住宅等が混在した賑わいのあるエリアです。地域の賑わいととのバランスを考慮した景観形成を進めるべき地域になります。

【景観形成方針】

- 色彩や配置等の制限により、周囲と調和した賑わいの景観を形成します。

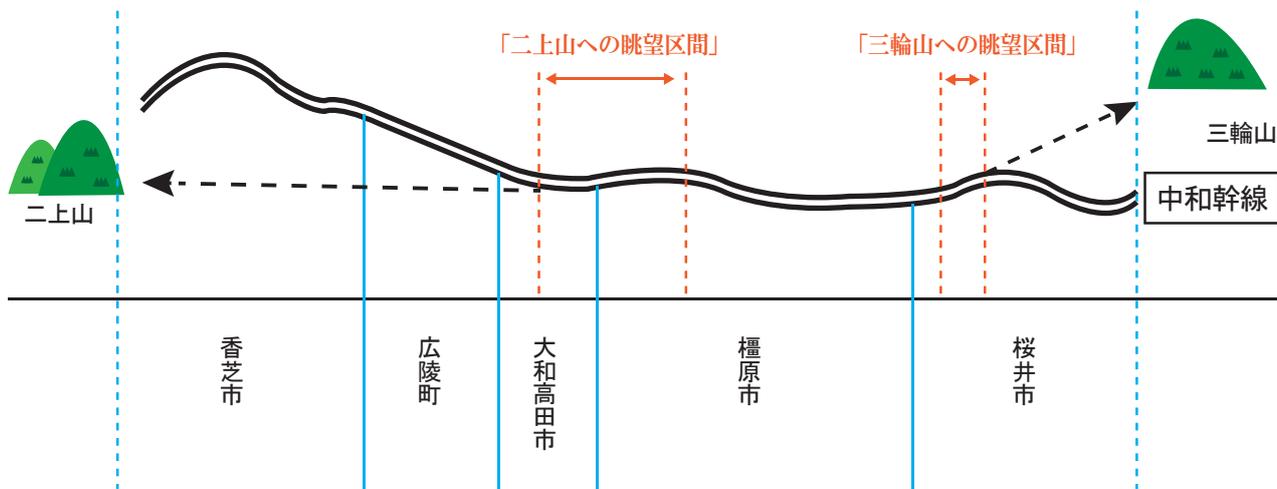


2. 二上山・三輪山眺望エリアの設定

特に守るべき、奈良らしい景観を眺望できる区間を、二上山・三輪山眺望エリアに設定しています。

■ 設定の考え方

- ・記紀万葉の歴史を有し、奈良県の景観の重要な骨格である大和青垣を構成する二上山、三輪山の山々を主要な景観資源とし、これらの山々が正面に見える区間を二上山・三輪山眺望エリアとして設定しています。



■ 二上山・三輪山眺望エリア

二上山への眺望区間

- ・香芝方面の進行方向正面に、二上山が遠景として見えます。



▲磐余橋より



▲奈良県橿原総合庁舎より

三輪山への眺望区間

- ・桜井方面の進行方向正面に、近景に三輪山がその背景に青垣が見えます。



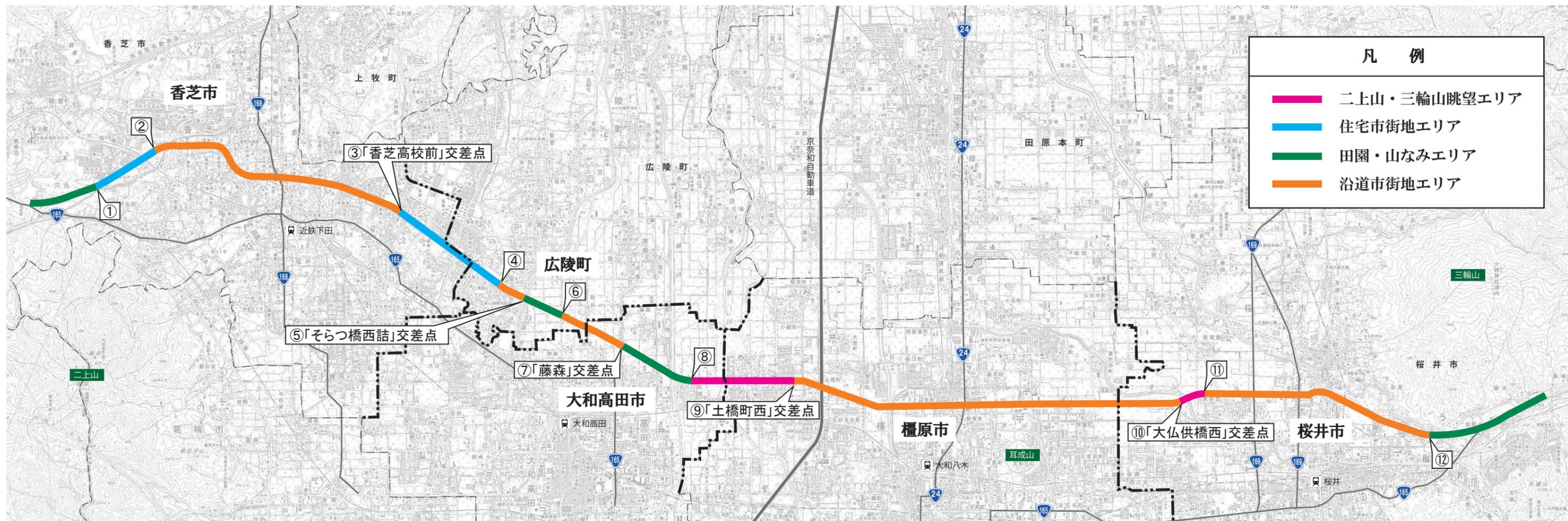
▲大仏供橋より



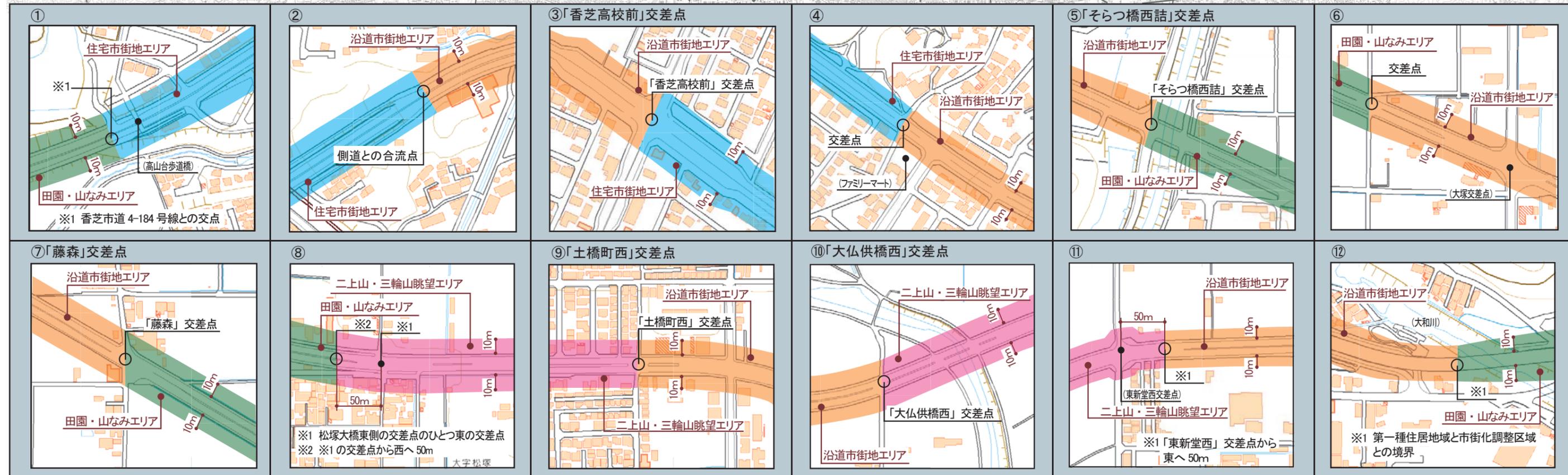
▲奈良県橿原総合庁舎より

3. エリア区分図

道路境界より10mが対象となります。

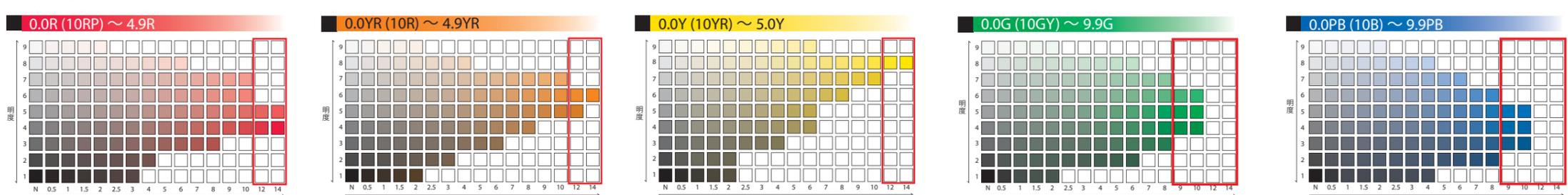


凡例	
■	二上山・三輪山眺望エリア
■	住宅市街地エリア
■	田園・山なみエリア
■	沿道市街地エリア



4. 基準一覧

屋外広告物の種類ごとに、各エリアの景観形成方針に応じて、基準を設定しています。

種類	項目	二上山・三輪山眺望エリア	住宅市街地エリア	田園・山なみエリア	沿道市街地エリア
屋上広告物	上端高さ	・設置しないこと	・高度地区の上限以下		
	広告物の高さ		・建築物の高さの1/2以下		
	総表示面積		・6㎡以下	・20㎡以下	・100㎡以下
	設置個数		・1個/棟		
	その他		・表示内容や色数、情報量に注意し、威圧感を与える印象とならないよう配慮すること。 ・高さを最低限に抑え、まちなみの輪郭を乱さないようにすること。		
壁面広告物	上端高さ	・建築物の高さ以下			
	1壁面の表示面積	・24㎡以下かつ壁面の1/3以下	・24㎡以下かつ壁面の1/3以下	・30㎡以下かつ壁面の1/3以下	・60㎡以下かつ壁面の1/3以下
	1広告物の表示面積	・8㎡以下	・8㎡以下	・10㎡以下	・20㎡以下
	その他	・地色を壁面の色彩に合わせる、切り文字形式を採用する等、広告物を建築物と一体としてデザインすること。 ・広告物は壁面内に収め、建築物の外形を乱したり、まちなみから突出した印象を与えないようにすること。 ・複数の広告物の大きさ・位置やデザインを統一すること。			
突出広告物	上端高さ	・建築物の高さ以下			
	広告物の高さ	・建築物の高さの2/3以下			
	突出幅	・道路内に突出しないこと。			
	設置位置等	・複数個表示する場合、地色を統一して、一列に並べて表示すること。			
	総表示面積	・10㎡以下			
独立広告物	上端高さ	・8m以下	・6m以下	・10m以下	・15m以下
	表示面積	・1面あたり8㎡以下かつ合計24㎡以下	・1面あたり5㎡以下かつ合計15㎡以下	・1面あたり10㎡以下かつ合計30㎡以下	・1面あたり20㎡以下かつ合計60㎡以下
	その他	・設置に際しては、適切な相互間距離を確保すること。 ・設置する高さや表示する対象を考えて、適切な大きさでの表示とすること。 ・複数の広告物を同一物件に表示する場合、地色や形態等の統一性を考慮すること。			
動画広告	・設置しないこと			<ul style="list-style-type: none"> ・信号を有する交差点から30m以内では設置しないこと。 ・非自家用のための設置はしないこと。 ・建築物の屋上には設置しないこと。 ・表示面積は、各掲出形態における上限の1/4とする。 	
色彩基準	<p>・赤、黄赤、黄系で彩度10、その他の色相で彩度8を超える色彩は板面の30%以下とすること(明度3以下の色を除く)。 ※制限を受ける色彩例</p>  <p>・建築物の壁面や、背景の山なみなど、地色を選択する際は背景との調和を考えること。</p>				

5. 二上山・三輪山眺望エリアの基準

■ 景観形成方針

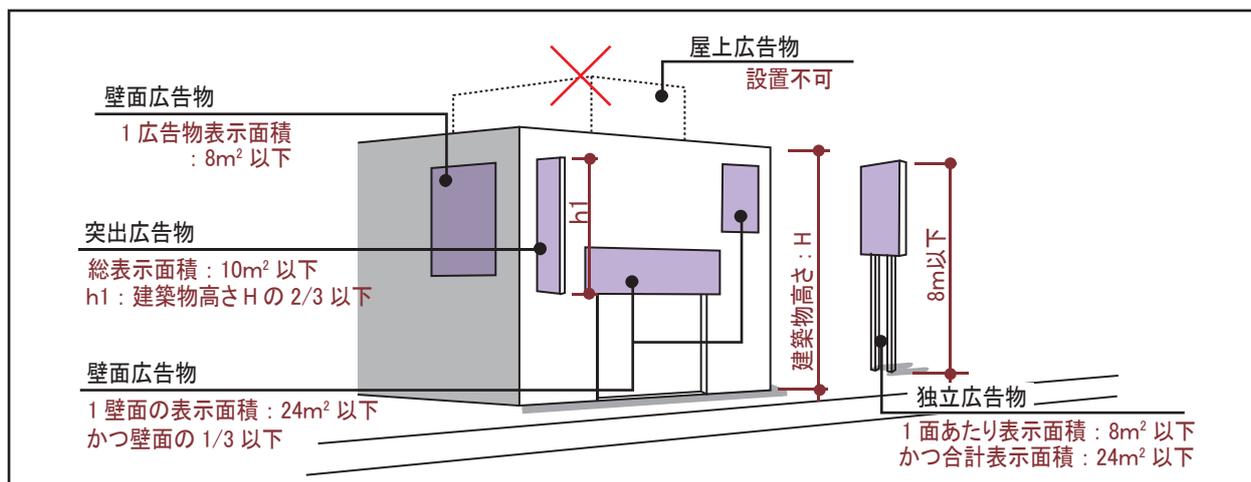
- 道路軸線上の視線を確保し、二上山や三輪山への良好な眺望景観を形成します。

■ 基準

屋上広告物	上端高さ		上端高さ	・建築物の高さ以下
	広告物の高さ		1壁面の表示面積	・24㎡以下かつ壁面の1/3以下
	総表示面積	・設置しないこと	1広告物の表示面積	・8㎡以下
	設置個数		その他	・地色を壁面の色彩に合わせる、切り文字形式を採用する等、広告物を建築物と一体としてデザインすること。 ・広告物は壁面内に収め、建築物の外形を乱したり、まちなみから突出した印象を与えないようにすること。 ・複数の広告物の大きさ・位置やデザインを統一すること。
その他				
突出広告物	上端高さ	・建築物の高さ以下	上端高さ	・8m以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの2/3以下	表示面積	・1面あたり8㎡以下かつ合計24㎡以下
	突出幅	・道路内に突出しないこと。	その他	・設置に際しては、適切な相互間距離を確保すること。
	設置位置等	・複数個表示する場合、地色を統一して、一列に並べて表示すること。		・設置する高さや表示する対象を考慮して、適切な大きさでの表示とすること。
	総表示面積	・10㎡以下		・複数の広告物を同一物件に表示する場合、地色や形態等の統一性を考慮すること。
動画広告		・設置しないこと	色彩基準	・赤、黄赤、黄系で彩度10、その他の色相で彩度8を超える色彩は板面の30%以下とすること(明度3以下の色を除く)。
				・建築物の壁面や、背景の山なみなど、地色を選択する際は背景との調和を考慮すること。

■ 配慮のポイント

- 屋上広告物は、眺望への影響が大きいため、設置できません。
- 壁面広告物は、必要最小限の大きさと、建築物と一体としたデザインにしましょう。
- 突出広告物は、建築物の上端や道路内に突出しないよう、最小限の大きさや高さにしましょう。また、複数を設置する場合は、デザインや地色を統一しましょう。
- 独立広告物は、高さ8m以下の必要最小限の大きさにしましょう。
- 動画広告は、設置できません。
- 色彩は、彩度の高い色の使用は控え、背景との調和を考えましょう。



6. 住宅市街地エリアの基準

■ 景観形成方針

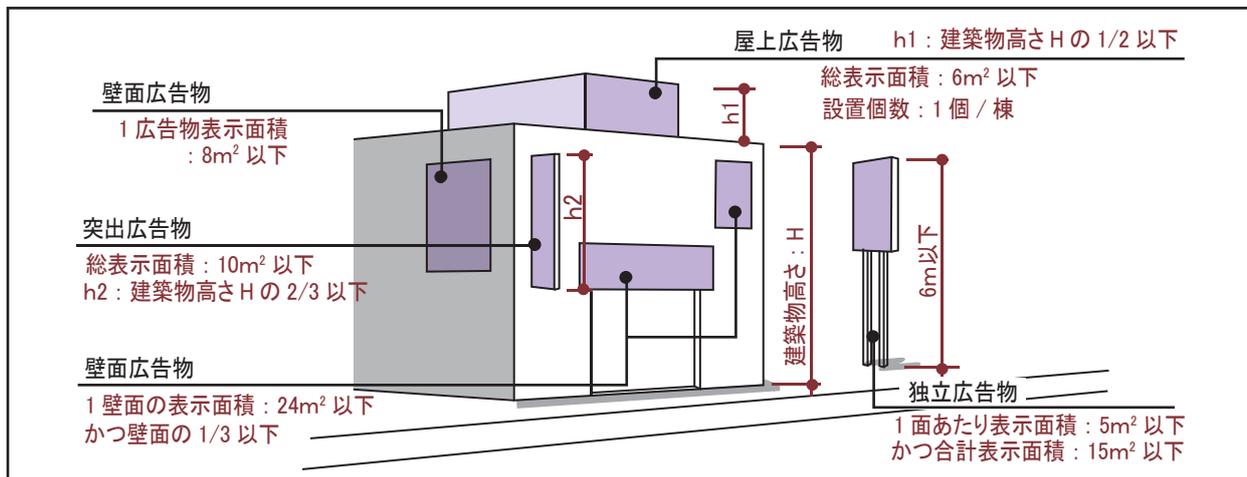
- 住宅と街路樹が調和した落ち着いた景観を維持し、良好なまちなみ景観を形成します。

■ 基準

屋上広告物	上端高さ	・高度地区の上限以下	壁面広告物	上端高さ	・建築物の高さ以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの1/2以下		1壁面の表示面積	・24㎡以下かつ壁面の1/3以下
	総表示面積	・6㎡以下		1広告物の表示面積	・8㎡以下
	設置個数	・1個/棟		その他	・地色を壁面の色彩に合わせる、切り文字形式を採用する等、広告物を建築物と一体としてデザインすること。 ・広告物は壁面内に収め、建築物の外形を乱したり、まちなみから突出した印象を与えないようにすること。 ・複数の広告物の大きさ・位置やデザインを統一すること。
	その他	・表示内容や色数、情報量に注意し、威圧感を与える印象とならないよう配慮すること。 ・高さを最低限に抑え、まちなみの輪郭を乱さないようにすること。			
突出広告物	上端高さ	・建築物の高さ以下	独立広告物	上端高さ	・6m以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの2/3以下		表示面積	・1面あたり5㎡以下かつ合計15㎡以下
	突出幅	・道路内に突出しないこと。		その他	・設置に際しては、適切な相互間距離を確保すること。 ・設置する高さや表示する対象を考慮して、適切な大きさでの表示とすること。 ・複数の広告物を同一物件に表示する場合、地色や形態等の統一性を考慮すること。
	設置位置等	・複数個表示する場合、地色を統一して、一列に並べて表示すること。			
	総表示面積	・10㎡以下			
動画広告		・設置しないこと	色彩基準	・赤、黄赤、黄系で彩度10、その他の色相で彩度8を超える色彩は板面の30%以下とすること(明度3以下の色を除く)。 ・建築物の壁面や、背景の山なみなど、地色を選択する際は背景との調和を考慮すること。	

■ 配慮のポイント

- 屋上広告物は、1棟に1個で、必要最小限の大きさ、高さにしましょう。
- 壁面広告は、必要最小限の大きさで、建築物と一体としたデザインにしましょう。
- 突出広告は、建築物の上端や道路内に突出しないよう、最小限の大きさや高さにしましょう。また、複数を設置する場合は、デザインや地色を統一しましょう。
- 独立広告は、高さ6m以下の必要最小限の大きさにしましょう。
- 動画広告は、設置できません。
- 色彩は、彩度の高い色の使用は控え、背景との調和を考えましょう。



7. 田園・山なみエリアの基準

■ 景観形成方針

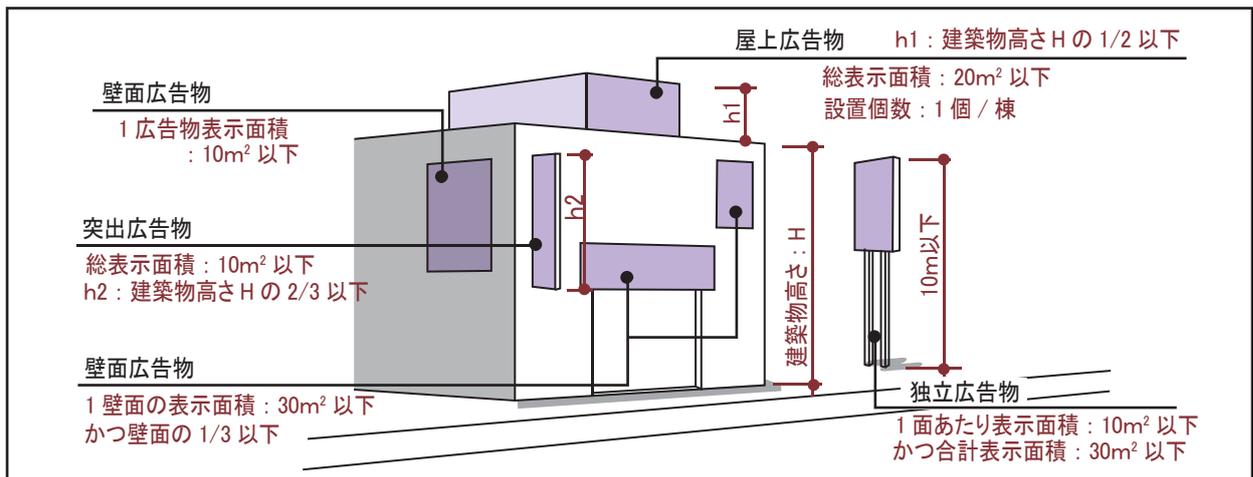
- 独立広告物を制限し、良好な田園景観や山なみ景観を形成します。

■ 基準

屋上広告物	上端高さ	・高度地区の上限以下	壁面広告物	上端高さ	・建築物の高さ以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの1/2以下		1壁面の表示面積	・30㎡以下かつ壁面の1/3以下
	総表示面積	・20㎡以下		1広告物の表示面積	・10㎡以下
	設置個数	・1個/棟		その他	・地色を壁面の色彩に合わせる、切り文字形式を採用する等、広告物を建築物と一体としてデザインすること。
	その他	・表示内容や色数、情報量に注意し、威圧感を与える印象とならないよう配慮すること。 ・高さを最低限に抑え、まちなみの輪郭を乱さないようにすること。			・広告物は壁面内に収め、建築物の外形を乱したり、まちなみから突出した印象を与えないようにすること。 ・複数の広告物の大きさ・位置やデザインを統一すること。
突出広告物	上端高さ	・建築物の高さ以下	独立広告物	上端高さ	・10m以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの2/3以下		表示面積	・1面あたり10㎡以下かつ合計30㎡以下
	突出幅	・道路内に突出しないこと。		その他	・設置に際しては、適切な相互間距離を確保すること。
	設置位置等	・複数個表示する場合、地色を統一して、一列に並べて表示すること。			・設置する高さや表示する対象を考えて、適切な大きさでの表示とすること。
	総表示面積	・10㎡以下			・複数の広告物を同一物件に表示する場合、地色や形態等の統一性を考慮すること。
動画広告	・設置しないこと		色彩基準	・赤、黄赤、黄系で彩度10、その他の色相で彩度8を超える色彩は板面の30%以下とすること(明度3以下の色を除く)。	
				・建築物の壁面や、背景の山なみなど、地色を選択する際は背景との調和を考慮すること。	

■ 配慮のポイント

- 屋上広告物は、1棟に1個で、必要最小限の大きさ、高さにしましょう。
- 壁面広告は、適切な大きさで、建築物と一体としたデザインにしましょう。
- 突出広告は、建築物の上端や道路内に突出しないよう、最小限の大きさや高さにしましょう。また、複数を設置する場合は、デザインや地色を統一しましょう。
- 独立広告は、高さ10m以下で、適切な大きさにしましょう。
- 動画広告は、設置できません。
- 色彩は、彩度の高い色の使用は控え、背景との調和を考えましょう。



8. 沿道市街地エリアの基準

■ 景観形成方針

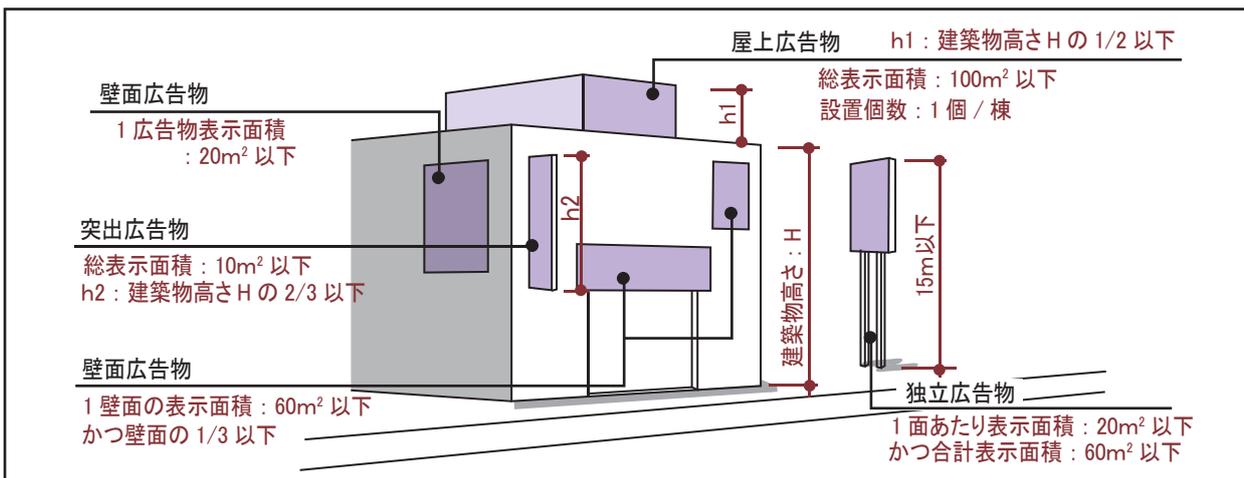
- 色彩や配置等の制限により、周囲と調和した賑わいの景観を形成します。

■ 基準

屋上広告物	上端高さ	・高度地区の上限以下	壁面広告物	上端高さ	・建築物の高さ以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの1/2以下		1壁面の表示面積	・60㎡以下かつ壁面の1/3以下
	総表示面積	・100㎡以下		1広告物の表示面積	・20㎡以下
	設置個数	・1個/棟		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地色を壁面の色彩に合わせる、切り文字形式を採用する等、広告物を建築物と一体としてデザインすること。 ・広告物は壁面内に収め、建築物の外形を乱したり、まちなみから突出した印象を与えないようにすること。 ・複数の広告物の大きさ・位置やデザインを統一すること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容や色数、情報量に注意し、威圧感を与える印象とならないよう配慮すること。 ・高さを最低限に抑え、まちなみの輪郭を乱さないようにすること。 			
突出広告物	上端高さ	・建築物の高さ以下	独立広告物	上端高さ	・15m以下
	広告物の高さ	・建築物の高さの2/3以下		表示面積	・1面あたり20㎡以下かつ合計60㎡以下
	突出幅	・道路内に突出しないこと。		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・設置に際しては、適切な相互間距離を確保すること。 ・設置する高さや表示する対象を考慮し、適切な大きさでの表示とすること。 ・複数の広告物を同一物件に表示する場合、地色や形態等の統一性を考慮すること。
	設置位置等	・複数個表示する場合、地色を統一して、一列に並べて表示すること。			
	総表示面積	・10㎡以下			
動画広告	<ul style="list-style-type: none"> ・信号を有する交差点から30m以内では設置しないこと。 ・非自家用のための設置はしないこと。 ・建築物の屋上には設置しないこと。 ・表示面積は、各掲出形態における上限の1/4とする。 		色彩基準	<ul style="list-style-type: none"> ・赤、黄赤、黄系で彩度10、その他の色相で彩度8を超える色彩は板面の30%以下とすること(明度3以下の色を除く)。 ・建築物の壁面や、背景の山なみなど、地色を選択する際は背景との調和を考慮すること。 	

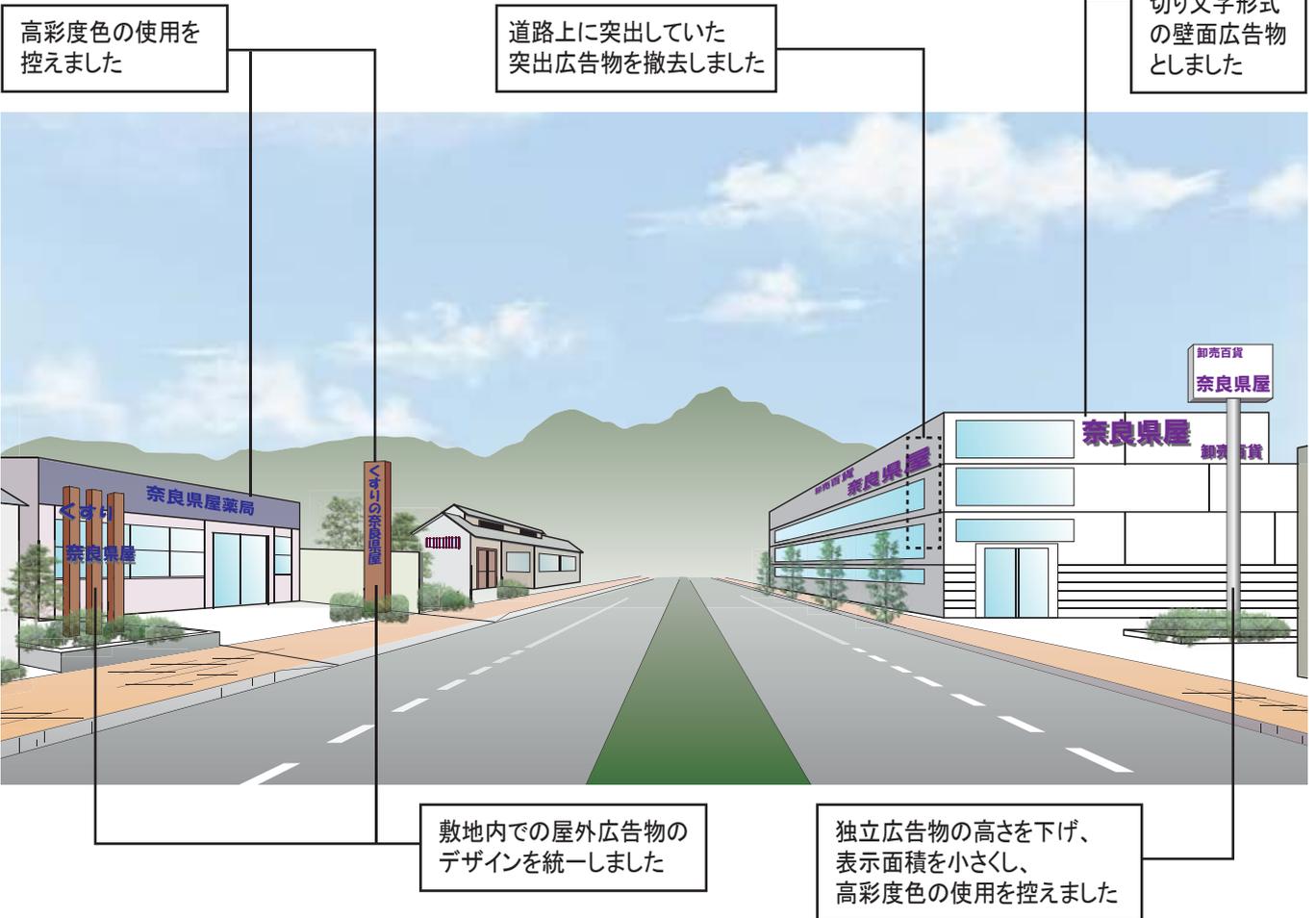
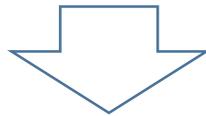
■ 配慮のポイント

- 屋上広告物は、1棟に1個で、必要最小限の大きさ、高さにしましょう。
- 壁面広告は、建築物と一体としたデザインにしましょう。
- 突出広告は、建築物の上端や道路内に突出しないよう、最小限の大きさや高さにしましょう。また、複数を設置する場合は、デザインや地色を統一しましょう。
- 独立広告は、高さ15m以下で、適切な大きさにしましょう。
- 動画広告は、適切な場所に設置し、必要最小限の大きさにしましょう。
- 色彩は、彩度の高い色の使用は控え、背景との調和を考えましょう。

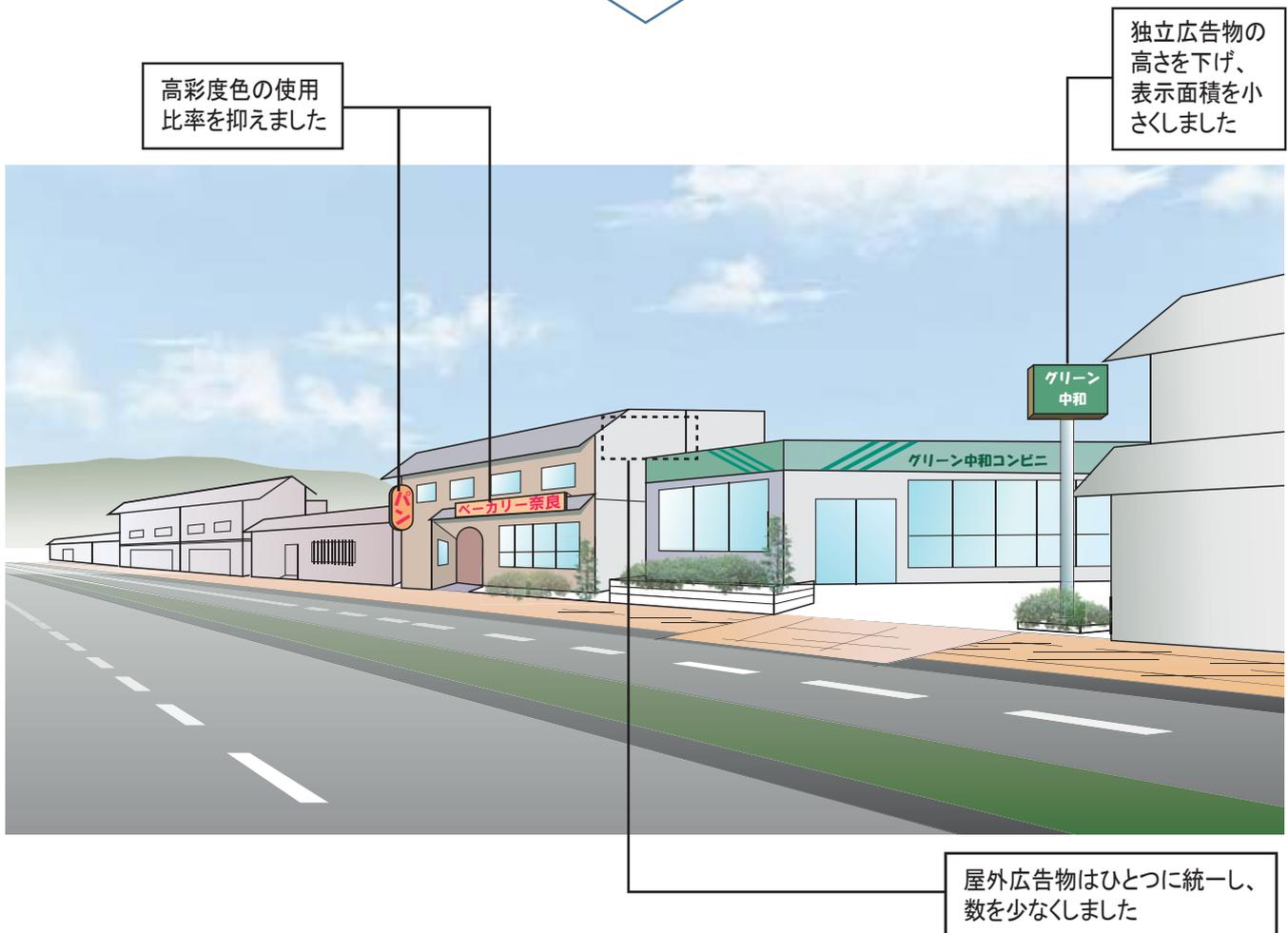
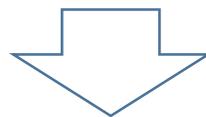


9. ガイドラインの適用イメージ図

■ 二上山・三輪山眺望エリア



■ 住宅市街地エリア



IV章 屋外広告物のデザインについて

1. 心がけたい作法

「5つのルール」を心がけた屋外広告物としましょう。

■ 5つのルール

○ 規模を抑える

- ・屋外広告物の高さは稜線を遮らないようにする。
- ・面積の大きな屋上広告物、壁面広告物等は避ける。
- ・周囲に圧迫感を与える大きさは避ける。 など

○ 色調を抑える

- ・低彩度の色調とするとともに色数を減らす。
- ・高彩度色を用いる場合は、使用比率を小さく抑える。 など

○ まとめて、統一する

- ・乱立を避け、集合化し、屋外広告物の数を減らす。
- ・周囲の屋外広告物に合わせ、大きさやデザインを統一する。
- ・建築物の高さと屋外広告物の高さを揃える。 など

○ 交通信号等を妨げない

- ・交通信号や道路標識を妨げる屋外広告物や、これらとまぎらわしい屋外広告物は表示しない。
など

○ 適切に維持管理を行う

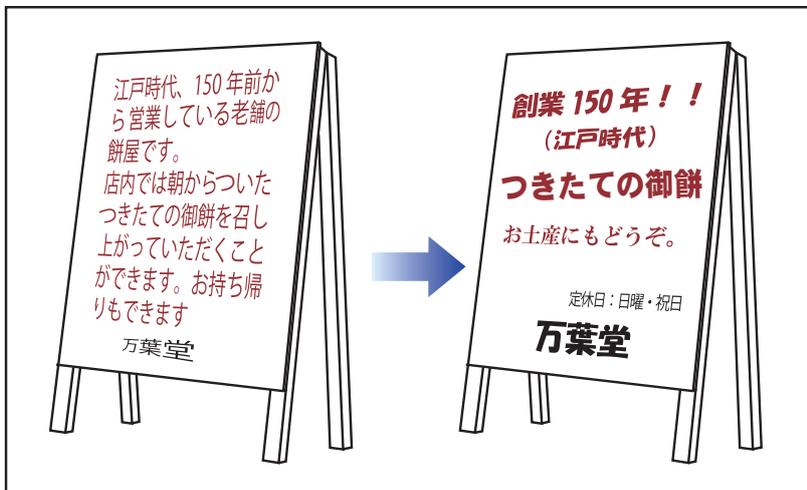
- ・定期的に屋外広告物の安全点検を行う。
- ・老朽化した屋外広告物や危険な屋外広告物は、速やかに改修や撤去を行う。 など

2. 文字の設定

「的確な情報」「わかりやすい情報提供」のために文字の使い方に配慮しましょう。

■ 文字情報の基本的事項

- 伝えたい内容を絞り込み簡素化する
 - 人が一度に覚えることができる情報は3つ程度といわれています。大切な伝えたい事から表記します。
- 伝えたい内容を序列化する
 - “伝えたい情報”を序列化して整理し、これに沿ってまとめたりメリハリをつけたデザインにします。



情報整理を行うことにより洗練された広告物となります。

- 字の大きさを情報の序列化
- 情報の絞り込み
- 余白の創出

- 書体を工夫し、見やすさを確保する
 - 太い文字はインパクトはありますが、余白がつぶれたり、少なくなり読みにくい場合があります。少し細めの書体の方がすっきりした印象もあり読みやすくなる場合があります。
 - 白抜き文字のサインは屋外の明るい場所では、暗い背景に、白い文字を鮮やかに感じさせ、認識しやすくなります。
 - 一般的に下地を濃い色、文字を薄い色で表示すると読みやすくなり、文字は画数が少ないほど読みやすくなります。
 - 文字の太さは文字高の10%程度が読みやすいとされています。

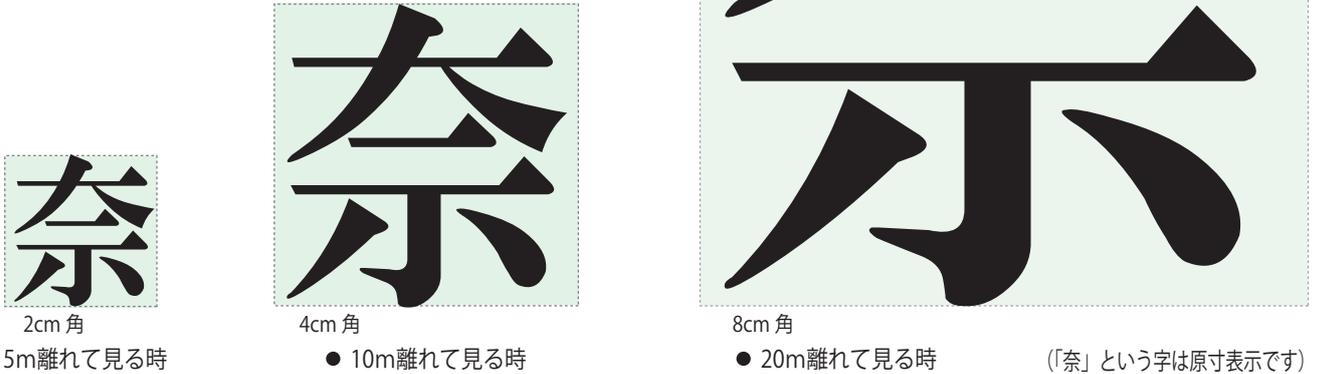


右側のほうが読みやすい文字となります。

○ 適切な文字の大きさに心掛ける

視認距離ごとの記号および文字の大きさ設定の目安は
文字の高さ＝視認距離 ÷ 250 とされています。

アルファベットや数字は書体にもよりますが、比率
として和文の 75%程度が良いとされています。



3. 色彩の使い方

色彩は重要な要素で、「色使い」によって、広告物の印象は大きく変わります。

■ 色の 3 属性—色相・明度・彩度

○ 色相

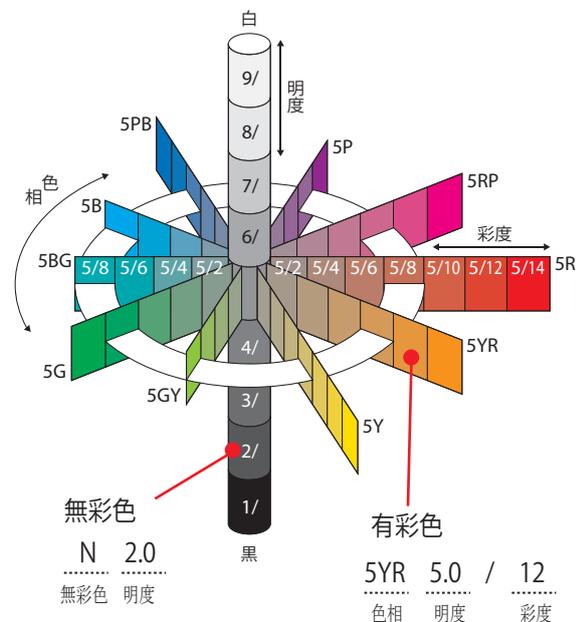
- 色相は、いろあいを表します。10 種の基本色（赤、黄赤、
・青、・）の頭文字をとったアルファベット（R, YR,
・B、・）とその度合いを示す 0～10 までの数字を組み
み合わせ、10R や 5Y などのように表記します。

○ 明度

- 明度は、あかるさの度合いを 0～10 までの数値で表しま
す。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大き
くなり 10 に近くなります。
同じ色でも明度を高くするとやわらかさや爽やかさなど
軽さが出てくるのに対し、低くすると強さや重厚感が
出てきます。

○ 彩度

- 彩度は、あざやかさの度合いを示し、白、黒、グレーな
どの無彩色の彩度は 0 になります。
彩度が高いと色の純度が高くなり、色が鮮やかになるた
め、色本来の持っている特性がより強調されます。逆に
彩度が低いと、白から黒に至るグレー色が増してくるの
で、色の個性が弱められ、周辺の色調になじみ落ち着い
た印象となります。



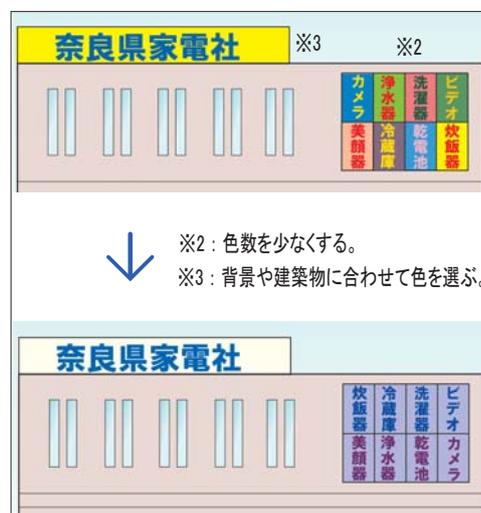
● マンセル記号

マンセル記号は、色相、明度、彩度を組み合わせて、
ひとつの色彩を表記する記号です。

有彩色は、色相、明度 / 彩度を組み合わせて表記し、
無彩色は、ニュートラルを表す N と明度を組み合わ
せて表記します。

■「色使い」の基本的事項

- 高彩度色は小さくする
 - 彩度が高いほど目立つ色になり、周囲への影響が大きくなります。特に自然景観の中では使用を控えましょう。
 - 彩度が高い色を使用する場合は、面積を小さくし周囲への影響を最小限にとどめましょう。
- 色数を少なくする
 - 必要以上に色数が多い広告物は、煩雑になり情報が伝わりにくくなります。色数を少なくし、すっきりした落ち着いた広告物とし、訴求力を高めましょう。
- 背景や建築物に合わせて色を選ぶ
 - 広告物の色彩は、建築物や背景となるまちなみや自然との調和が大切です。広告物をデザインする時は、まず設置場所の土地利用、色彩の状況等を把握しましょう。
- 素材色を生かす
 - 素材の持つ色合い、質感を生かした広告物は品の良い印象を与えるとともに年月を経て、歴史の営み、重厚さを感じさせてくれます。
- CIカラー（注2）をソフトな色調に
 - 全国展開を行っている企業のCIカラーのなかには、彩度や明度が高く、地域の特徴にそぐわないものもあります。
 - 田園地域、歴史的まちなみなど場所によっては、CIカラーであっても彩度や明度を落として周辺景観に配慮しましょう。
- 広告機能を果たす建築物の彩色を控えめに
 - 誘客目的に建築物を華やかな色彩で塗装したものもありますが、このような色使いは控えるようにしましょう。



注2 CIカラー

CIは、Corporate Identityの略で、企業や団体等の組織を象徴する色を言い、シンボルカラー (Symbol Color) と同義で扱われることがあります。また、学校などの場合スクールカラーとも呼ばれます。



奈良県

相 談 窓 口

奈良県	景観・自然環境課	TEL：0742-27-8756
大和高田市	都市計画課	TEL：0745-22-1101
橿原市	緑地景観課	TEL：0744-22-4001
桜井市	都市計画課	TEL：0744-42-9111
香芝市	都市計画課	TEL：0745-76-2001
広陵町	生活環境課	TEL：0745-55-1001

発行：平成29年3月

奈良県 暮らし創造部 景観・環境局 景観・自然環境課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地